

整理番号	議会基本条例			Step1	Step1	Step2	Step3・4	Step6
	条	項	条文	検証対象の選別 選別/対象外の理由	議会活動の現状・実績 (条例施行から検証評価の実施時点まで)	議会活動の目標とする状態 (検証評価の実施時点における目標)	評価結果 評価/評価の根拠・理由	今後の議会活動の目標 (今後目指す理想的な活動)
1	前	前	<p>市民が、自らの意思と責任で地域のことを決定することが、地方自治の本旨である。市民に選挙で選ばれた議員により構成される福知山市議会（以下「議会」という。）は、この住民自治を議会運営の基本理念として活動していかねばならない。</p> <p>また、議会は、二元代表制の特性をいかに、市長と緊張関係を保持しながら、市民参加のもとで、住民自治の実現にまい進する責任と権限を負っている。我々は、その持てる権能を十分に駆使し、自由かつ達な討議をとおして、論点及び争点を明確にするとともに、市民への積極的な情報公開を推し進めることで市民福祉の向上に寄与し、市民主体の地方自治を実現する使命がある。</p> <p>この使命を達成するために、議会の最高規範として、本条例を制定した。我々は、この条例に定める議会としての議会運営の規範を遵守し、実践することにより、市民に信頼され、評価される議会を構築するものである。</p>	対象外			—	<p>※何年後の目標とするか記入</p> <p>任期が終了する年の3月末までの約4年間（R元年5月～R5年4月） 次回検証はR4年度下半期に実施</p> <p>条文の趣旨を引き続き尊重していく</p>
2	1	1	<p>（目的）</p> <p>この条例は、二元代表制の下、市民及び市長並びに議会の関係、議会活動の基本原則その他基本的な事項を定めることにより、自治体が立案する事務の決定、執行及び評価における論点や課題を広く市民に明らかにするとともに、合議制の意思決定機関としての議会の果たすべき役割を明確にし、もって福知山市の豊かなまちづくりを実現することを目的とする。</p>	対象外			—	<p>条文の趣旨を引き続き尊重していく</p>
3	2	1	<p>（議会の活動原則）</p> <p>議会は、議会活動への市民参加と情報公開の原則に基づき、活動を行わなければならない。</p>	対象	<p>【議会活動への市民参加】</p> <p>議会報告会、出張委員会、行政視察研修報告会、高校生フレッシュ議会（H28.5）、議員定数を考える市民意見交換会（H29.2）など</p> <p>【情報公開】</p> <p>議会だより、議会ホームページ、本会議録検索システム、議案賛否の公開、政務活動費の使途及び収支報告の公開、役職選出にかかる所信表明会の実施、本会議・委員会審査等のライブ中継・録画配信、議長記者会見、すべての会議の公開（傍聴可）など</p>	<p>【議会活動への市民参加】</p> <p>■議会報告会、出張委員会、行政視察研修報告会、高校生フレッシュ議会、市民意見交換会などを開催する。</p> <p>■実施の基本回数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会報告会 年2回 ・出張委員会 各委員会年1回 ・行政視察研修報告会 年2回 <p>【情報公開】</p> <p>■市民に親しまれ、市民の関心に応える情報発信を行う。（議会だより、議会ホームページの充実）</p> <p>■議論の内容（経過、結果）を詳細に公開する。（本会議録の公開、本会議・委員会のライブ中継・録画配信、会議の公開（傍聴）、議案賛否の公表）</p> <p>■議会の組織編成のプロセスや、政務活動の透明性を確保する。（役職選出にかかるプロセスの公開、政務活動費の使途及び収支報告の公開）</p>	5	<p>議会報告会、出張委員会、行政視察研修報告会など、市民参加の機会を設け、市民との意見交流を行うなど、充実した取り組みが実施できている。</p> <p>議会だよりやHPの改善をはじめ、審議経過や結果の公開など、徹底した情報公開を実践できている。</p> <p>【議会活動への市民参加】</p> <p>■議会報告会、出張委員会、行政視察研修報告会、市民意見交換会などを開催する。</p> <p>■実施の基本回数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会報告会 年2回 ・出張委員会 各委員会年1回 ・行政視察研修報告会 年2回 <p>■シティズンシップ(主権者意識)を高める取り組みを行う。(小中高生議会など)</p> <p>■市民と双方向で行政施策について議論できる環境をつくる。</p> <p>【情報公開】</p> <p>■市民に親しまれ、市民の関心に応える情報発信を行う。（議会だより、議会ホームページの充実）</p> <p>■議論の内容（経過、結果）を詳細に公開する。（本会議録の公開、本会議・委員会のライブ中継・録画配信、会議の公開（傍聴）、議案賛否の公表）</p> <p>■議会の組織編成のプロセスや、政務活動の透明性を確保する。（役職選出にかかるプロセスの公開、政務活動費の使途及び収支報告の公開）</p> <p>■出来るだけ多くの会議のライブ中継を行う。</p> <p>■情報公開の手法や媒体について、適宜追加や改善を行う。(SNSの活用など)</p> <p>■予算・決算審査委員会の会議録の公開(HP)</p> <p>■議会政策検討会議をライブ中継する</p>

整理 番号	議会基本条例		Step1	Step1	Step2	Step3・4	Step6
	条	項	検証対象の選別 選別/対象外の理由	議会活動の現状・実績 (条例施行から検証評価の実施時点まで)	議会活動の目標とする状態 (検証評価の実施時点における目標)	評価結果 評価/評価の根拠・理由	今後の議会活動の目標 (今後目指す理想的な活動)
4	2	2	(議会の活動原則) 議会は、議会活動に市民の積極的な参加を募るため、市民が参加しやすい仕組み作りに努めるとともに、議長が議会に諮って議案の審議に用いる資料等を提供し、市民の傍聴の意欲を高める議会運営に努めなければならない。	対象 議案書、委員会審査資料、予算・決算の概要、主要事項説明書などを傍聴者用の閲覧資料として準備している。(現行では、「議会に諮る」ことはしていない。) 希望者があれば、手話通訳者を配置している。(平成27年4月から)	■ 議案書、委員会審査資料、予算・決算の概要、主要事項説明書などを傍聴者用の閲覧資料として準備する。 ■ 希望者があれば、手話通訳者を配置する。 ■ スクリーン等を活用して一般質問の趣旨を分かりやすくする。	5 議案書や関連資料など、執行機関から議会に提出される資料のすべてを、傍聴者の閲覧用に提供している。 手話通訳者の派遣や議場スクリーンの活用など、市民の傍聴意欲を高める仕組みづくりにも取り組むことができた。	■ 議案書、委員会審査資料、予算・決算の概要、主要事項説明書などを傍聴者用の閲覧資料として準備する。 ■ 希望者があれば、手話通訳者を配置する。 ■ スクリーン等を活用して一般質問の趣旨を分かりやすくする。 ■ 傍聴のためのバリアフリー化を実施する。(ソフト・ハード両面) ■ 働く世代などが参加しやすい仕組みの整備(夜間や日曜開催など) ■ 市民が積極的に参加できる仕組みづくりを、市民との協働により進める。(議会モニター制度など) ■ 委員会審査資料の公開 ■ 希望があれば要約筆記者を配置する
5	2	3	(議会の活動原則) 議会は、議長、副議長並びに各委員会の委員長及び副委員長の選出等に当たっては、それぞれの職を志す者に対して、所信を表明し、又は質疑応答する機会を設け、その選出の過程を市民に明らかにしなければならない。	対象 役職選出に係る所信表明会を開催している。 所信表明、質疑を行い、役職を志す者が複数ある場合は選挙を行う。 所信表明会の様子はライブ中継、録画配信を行う。	■ 所信表明会を開催し、公開することで、議会の組織編成のプロセスの公正性、透明性を確保する。	5 議長、副議長並びに各委員会の正副委員長の選出において、所信表明会や選挙を実施し、その様子はライブ中継や録画配信を行っている。議会の組織編成のプロセスの公平性や透明性は十分に確保できている。	■ 所信表明会を開催し、公開することで、議会の組織編成のプロセスの公正性、透明性を確保する。 ■ 任期満了前に所信表明に対する自己評価を述べる機会を設ける
6	3	1	(議長の責務) 議長は、中立で公平な議会運営を行わなければならない。	対象外 議長としての基本姿勢を定めた理念規定であり、議会の具体的な活動内容に基づいて検証評価する方法にはなじまない。		—	条文の趣旨を引き続き尊重していく
7	3	2	(議長の責務) 議長は、本会議後に必要に応じて記者会見を実施し、議会の情報公開に努めなければならない。	対象 記者会見を実施(平成26年6月30日、平成28年5月11日) 地元FM局によるインタビューに対応(平成27年6月30日) ただし、近年は実施できていない。	■ 議長が、報道機関等との会見(インタビュー等)を通じて、議会への関心を高めるための積極的な情報発信の機会を設ける。(必要に応じて実施するが、定期的な実施が望ましい。)	3 報道機関等との会見の実績はあるが、近年は実施していない。 議会への関心を高めるための、議会からの積極的な働きかけが十分とは言えない。	■ 議長が、報道機関等との会見(インタビュー等)を通じて、議会への関心を高めるための積極的な情報発信の機会を設ける。(必要に応じて実施するが、定期的な実施が望ましい。)
8	4	1	(議員の活動原則) 議員は、個別的な事案の解決だけでなく、市民全体の健康で文化的な環境の確保と均衡ある発展を目指して、自らの政治信条に基づいて活動しなければならない。	対象外 総合的な視点に立って、市全体のために貢献できる活動を行うという、議員の活動原則を定めた理念規定であり、議会の具体的な活動内容に基づいて検証評価する方法にはなじまない。		—	条文の趣旨を引き続き尊重していく
9	4	2	(議員の活動原則) 議員は、市政の課題全般について市民の意見の的確な把握に努めなければならない。	対象外 市民の代表である議員の、あるべき姿勢を定めた理念規定であり、議会の具体的な活動内容に基づいて検証評価する方法にはなじまない。		—	条文の趣旨を引き続き尊重していく

整理 番号	議会基本条例		Step1	Step1	Step2	Step3・4	Step6
	条	項	検証対象の選別 選別/対象外の理由	議会活動の現状・実績 (条例施行から検証評価の実施時点まで)	議会活動の目標とする状態 (検証評価の実施時点における目標)	評価結果 評価/評価の根拠・理由	今後の議会活動の目標 (今後目指す理想的な活動)
10	4	3	(議員の活動原則) 議員は、政策、条例、意見等の議案の提出に努めなければならない。	対象 各委員会による「政策提言」、予算・決算審査委員会による「意見・提言」の提出に努めている。 また、意見書、決議など議会の意思表示、意思表明にかかる議案の提出を行っている。 議会や議員に関わる条例以外についても、条例の議員提案に取り組む必要がある。	■ 議会活動を市民に還元し、行政に反映させるため、委員会・会派・議員の調査研究や市民との情報共有に基づいて、執行機関に対する政策提言や、政策条例の提案、議会としての決議・意見書など、適宜適切な手法を選択し、実践する。	4 委員会や会派での調査研究の成果が、積極的な政策提言につながっている。また、意見書や決議による議会の意思表示も適宜実践できている。 政策条例提案の実績はない。	■ 議会活動を市民に還元し、行政に反映させるため、委員会・会派・議員の調査研究や市民との情報共有に基づいて、執行機関に対する政策提言や、政策条例の提案、議会としての決議・意見書など、適宜適切な手法を選択し、実践する。 ■ 政策条例の制定に取り組む。
11	4	4	(議員の活動原則) 議員は、議案審査に当たって反対するときは、代案をもってすることに努めなければならない。	対象 討論において、前向きな代案を具体的にまたは抽象的に述べることもある。 何をもって「代案」とするのか、要件を明確にしていない。	■ 議案等に反対する際には、具体的根拠を伴う代案や例示を用いて、論点を明確にし、客観的な説明を尽くす。また必要に応じて、修正案を提案する。	3 議案等に反対するときには、討論などにおいて論点や争点を明確にして反対の意思表示を行っている。 具体的根拠を伴う代案の提示は十分とは言えない。	■ 議案等に反対する際には、具体的根拠を伴う代案や例示を用いて、論点を明確にし、客観的な説明を尽くす。また必要に応じて、修正案を提案する。
12	5	1	(会派) 会派は、政策上の理念を共有する2人以上の議員で構成し活動することができる。	対象外 会派の定義および会派の成立要件を規定したものであり、議会の具体的な活動内容に基づいて検証評価する方法にはなじまない。		-	条文の趣旨を引き続き尊重していく
13	6	1	(市民参加及び市民との連携) 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。	対象 【情報公開】 議会だより、議会ホームページ、本会議録検索システム、議案賛否の公開、政務活動費の使途及び収支報告の公開、役職選出にかかる所信表明会の実施、本会議・委員会審査等のライブ中継・録画配信、議長記者会見、すべての会議の公開(傍聴可) など	【情報公開の徹底】 ■ 議論の内容(経過、結果)を詳細に公開する。(本会議録の公開、本会議・委員会等のライブ中継・録画配信、会議の公開(傍聴)、議案賛否の公表) 【説明責任の履行】 ■ 市民に親しまれ、市民の関心に応える情報発信を行う。(議会だより、議会ホームページの充実) ■ 議会の組織編成のプロセスや、政務活動の透明性を確保する。(役職選出にかかるプロセスの公開、政務活動費の使途及び収支報告の公開)	5 会議録の公開や、本会議等のライブ中継・録画配信、原則すべての会議を公開(傍聴可)とするなど、情報公開を徹底できている。 議会だよりやHPを通じて、議会活動に関する説明責任を十分に果たせている。	【議会活動への市民参加】 ■ 議会報告会、出張委員会、行政視察研修報告会、市民意見交換会などを開催する。 ■ 実施の基本回数 ・議会報告会 年2回 ・出張委員会 各委員会年1回 ・行政視察研修報告会 年2回 ■ シティズンシップ(主権者意識)を高める取り組みを行う。(小中高生議会など) ■ 市民と双方向で行政施策について議論できる環境をつくる。 【情報公開】 ■ 市民に親しまれ、市民の関心に応える情報発信を行う。(議会だより、議会ホームページの充実) ■ 議論の内容(経過、結果)を詳細に公開する。(本会議録の公開、本会議・委員会のライブ中継・録画配信、会議の公開(傍聴)、議案賛否の公表) ■ 議会の組織編成のプロセスや、政務活動の透明性を確保する。(役職選出にかかるプロセスの公開、政務活動費の使途及び収支報告の公開) ■ 出来るだけ多くの会議のライブ中継を行う。 ■ 情報公開の手法や媒体について、適宜追加や改善を行う。(SNSの活用など) ■ 予算・決算審査委員会の会議録の公開(HP) ■ 議会政策検討会議をライブ中継する

整理 番号	議会基本条例		Step1	Step1	Step2	Step3・4	Step6	
	条	項	検証対象の選別 選別/対象外の理由	議会活動の現状・実績 (条例施行から検証評価の実施時点まで)	議会活動の目標とする状態 (検証評価の実施時点における目標)	評価結果 評価/評価の根拠・理由	今後の議会活動の目標 (今後目指す理想的な活動)	
14	6	2	(市民参加及び市民との連携) 議会は、全ての会議を原則公開する。	対象	【原則公開する会議】 総務防災委員会、教育厚生委員会、産業建設委員会、予算審査委員会、決算審査委員会、議会運営委員会、由良川改修促進特別委員会、議員報酬等検討委員会、広報公聴委員会、議会改革検討会議、議会政策検討会議、全議員協議会、委員長会議、役職を志す者の所信表明会、行政視察研修報告会、予算・決算審査代表者会議 【非公開とする会議】 各派幹事会	■ 全ての会議を原則公開する。(ただし、人事案件等を扱う各派幹事会は除く。)	5 全ての会議を原則公開している。(人事案件等を扱う各派幹事会は除く。)	■ 全ての会議を原則公開する。(ただし、人事案件等を扱う各派幹事会は除く。)
15	6	3	(市民参加及び市民との連携) 議会は、本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会等の運営に当たり、公聴会制度及び参考人制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させる。	対象	(検証対象期間においては)公聴会制度及び参考人制度の活用実績はない。 (注)検証対象期間:議会基本条例施行～令和元年度 【条例施行以前の事例】 土地開発公社の不適切な会計処理に係る調査において、弁護士や公認会計士等の専門的知見を活用した。	■ 審査や調査研究に際しては、利害関係者や学識経験者の意見を十分に考慮し、討議を深める。そのために必要な場合は、公聴会制度や参考人制度を積極的に活用する。	2 議会基本条例制定(H25.4)以降においては、公聴会制度及び参考人制度を活用した実績はない。制度の活用が必要と判断する事案がなかったことが理由であるが、結果として、活用に対して十分に積極的であるとは言えない。	■ 審査や調査研究に際しては、利害関係者や学識経験者の意見を十分に考慮し、討議を深める。そのために必要な場合は、公聴会制度や参考人制度を積極的に活用する。
16	6	4	(市民参加及び市民との連携) 議会は、請願及び陳情を市民による政策提言と位置付け、提出者が希望した場合は、その委員会審査又は調査において、意見を直接述べることができるよう配慮しなければならない。	対象	【請願】 委員会での請願審査の場において、請願者が直接、請願趣旨の説明や質疑応答する機会を設けている。 【陳情】 陳情書を各議員に書面にて配布しており、直接意見を述べる機会を設けていない。陳情の取り扱いについては議会としても検討を要する。	【請願】 ■ 委員会での請願審査の場において、請願者が直接、請願趣旨の説明や質疑応答する機会を設ける。 【陳情】 ■ 陳情書は各議員に書面にて配布する。	5 委員会での請願審査において、請願者による説明や質疑応答の機会を設け、時間も十分に確保できている。陳情は、全議員に配布したのち、委員会等での調査、検討を要すると判断する案件はなかった。	【請願】 ■ 委員会での請願審査の場において、請願者が直接、請願趣旨の説明や質疑応答する機会を設ける。 【陳情】 ■ 陳情書は各議員に書面にて配布する。 ■ 陳情書の取り扱いについて、検討する。
17	6	5	(市民参加及び市民との連携) 議会は、重要な議案に対する各議員の意見を議会広報で公表する等議員の活動に対して市民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めなければならない。	対象	議員別議案賛否一覧や討論の要旨を議会だより、議会ホームページにおいて公表している。	■ 議員別議案賛否一覧や討論の要旨を議会だより、議会ホームページにおいて公表する。	4 議員別議案賛否や討論の要旨を公表し、議員に対する市民評価のための情報提供ができています。議会だよりでは、スペースの制約があり、詳細に情報提供できていない場合があるが、本会議録では全ての発言内容を掲載しており、ホームページでも公開している。	■ 議員別議案賛否一覧や討論の要旨を議会だより、議会ホームページにおいて公表する。
18	6	6	(市民参加及び市民との連携) 議会は、議会報告会を開催し、市民に対し討議内容及び議決事件の説明をするとともに、市政全般に関する課題について市民との意見交換に努めなければならない。	対象	平成25年度以降、24会場で開催し、527人の参加者がある。(令和元年10月末時点) 平成27年度以降は、団体対象形式と地域巡回形式を平行して実施している。これまでに、7団体と意見交換を実施した。(令和元年10月末時点) 対話形式やグループワークの形式を取り入れている。	■ 議会報告会を積極的に開催し、市民の意見を議会運営や市政に反映できるようにする。 【議会報告会の内容】 ・主たる議決事件の賛否に至る過程、背景、理由に関する具体的説明 ・市民との直接対話による市政の課題の抽出や意見交換 【議会報告会の開催回数】 ・年2回を基本とする。	5 地域対象と団体対象という2つの開催形式を採り入れ、参加者が話しやすい雰囲気で開催できており、市民との活発な意見交換ができています。	■ 議会報告会を積極的に開催し、市民の意見を議会運営や市政に反映できるようにする。 【議会報告会の内容】 ・主たる議決事件の賛否に至る過程、背景、理由に関する具体的説明 ・市民との直接対話による市政の課題の抽出や意見交換 【議会報告会の開催回数】 ・年2回を基本とする。 ■ 議会報告会の開催日数や参加者を増やす工夫を行う。

整理 番号	議会基本条例		Step1	Step1	Step2	Step3・4	Step6	
	条	項	検証対象の選別 選別/対象外の理由	議会活動の現状・実績 (条例施行から検証評価の実施時点まで)	議会活動の目標とする状態 (検証評価の実施時点における目標)	評価結果 評価/評価の根拠・理由	今後の議会活動の目標 (今後目指す理想的な活動)	
19	7	1	(市長等と議会及び議員の関係) 議会の本会議における議員と市長及び執行機関の職員(以下「市長等」という。)の一般質問における質疑応答は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答方式で行うことができる。	対象	一般質問での質疑応答は一問一答方式で行っている。(H25年6月定例会から一問一答方式のみを適用)	■ 一般質問は、質問と答弁の論点や争点を明確化し、市民に対して分かりやすく伝えるため、一問一答方式で行う。	5 すべての質問者が一問一答方式で一般質問を行っている。(H25年6月定例会以降)	■ 一般質問は、質問と答弁の論点や争点を明確化し、市民に対して分かりやすく伝えるため、一問一答方式で行う。
20	7	2	(市長等と議会及び議員の関係) 議長から本会議、常任委員会及び特別委員会への出席を要請された市長等は、議員の質問に対して議長又は委員長の許可を得て、論点及び争点を明確にするため、反問することができる。	対象外	議員の質問に対して、論点及び争点を明確にするために反問権の行使を申し出ることを市長等に認める規定である。反問権の行使は市長等の判断に基づくものであるため、議会の具体的な活動内容に基づいて検証評価する方法にはなじまない。		—	条文の趣旨を引き続き尊重していく
21	7	3	(市長等と議会及び議員の関係) 議会は、災害が起きたときには、市民及び市長との間で情報の共有化を図り、迅速な対応に努めなければならない。	対象	「議会における災害等発生時の対応要領」を策定している。(平成26年2月策定) 議長、会派、議員の対応などについて規定し、情報の共有化と迅速な対応に努めることとしている。 正副議長は、2号配備体制が敷かれた場合等に速やかに登庁し、情報収集に当たっている。 タブレット端末を活用して、市の災害警戒本部・災害対策本部からの情報が全議員に逐次送られ、迅速な対応につながっている。 ただし、市民との共有化については、実施状況を把握できていない。	■ 議員は、災害の警戒段階や発生時において、市民及び市長との情報共有により迅速な対応に努める。また、必要に応じて議会としての対応を協議する。 【市長との情報共有】 ・災害警戒本部や災害対策本部等、執行機関からの情報収集を逐次行い、全議員で共有する。 ・議員が市民や被災現場から得られた情報は、必要に応じて全議員や執行機関と共有する。 【市民との情報共有】 ・被災地や避難所等における市民要望などについて、市民との情報共有に努める。(必要な情報は全議員や執行機関に伝達し、共有化する。) ・議会及び議員として知り得た情報は、適時、適所において市民に伝達する。	4 執行機関からの情報は、タブレット端末を活用して、全議員で迅速に共有できおり、必要に応じて議会としての対応を協議できる体制を確保できている。また、議員発信による執行機関との情報共有も可能である。 議員から市民への情報伝達、情報共有は、個々の議員活動の範疇であり、実施状況の把握はしていない。	■ 議員は、災害の警戒段階や発生時において、市民及び市長との情報共有により迅速な対応に努める。また、必要に応じて議会としての対応を協議する。 【市長との情報共有】 ・災害警戒本部や災害対策本部等、執行機関からの情報収集を逐次行い、全議員で共有する。 ・議員が市民や被災現場から得られた情報は、必要に応じて全議員や執行機関と共有する。 【市民との情報共有】 ・被災地や避難所等における市民要望などについて、市民との情報共有に努める。(必要な情報は全議員や執行機関に伝達し、共有化する。) ・議会及び議員として知り得た情報は、適時、適所において市民に伝達する。 ■ 災害、感染症などにより議員が参集できない場合の体制を作る ・オンライン会議の導入 ・BCP業務継続計画の策定
22	8	1	(市長等と議会及び議員の関係) 議会は、市長が提案する計画、政策、施策、事業等(以下「政策等」という。)について、その水準を高めるため及び市民への公開のため、市長に対して次の事項の説明に努めるよう求めるものとする。 (1) 政策等を必要とする背景 (2) 検討した他の政策案等の内容 (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討 (4) 市の総合的な計画との整合性 (5) 関係ある法令及び条例等 (6) 政策等の実施にかかわる財源措置 (7) 将来にわたる効果及び費用	対象	市長が提案する政策等については、全議員協議会や予算審査の場で説明を求めている。 説明内容については、不十分な場合がある。 【今後の検討課題】 説明の時期や内容の範囲については、議会内で取り扱いのルールを作り、執行機関に示す必要がある。	■ 政策判断に係る情報を市民と共有する観点から、市長が議会に対して行う政策等の説明は、同時に市民に対して分かりやすいものでなくてはならない。このため、7つの説明事項について、市長に対して系統的で分かりやすい説明を求める。	3 市長が提案する政策等に関する説明資料は、概ね充実している。 全ての政策等について7項目の説明を徹底することは難しい面もあり、市民への公開も考慮した分かりやすい説明資料の具体的内容については、議会から執行機関に示す必要がある。	■ 政策判断に係る情報を市民と共有する観点から、市長が議会に対して行う政策等の説明は、同時に市民に対して分かりやすいものでなくてはならない。このため、7つの説明事項について、市長に対して系統的で分かりやすい説明を求める。 ■ 説明の時期や内容の範囲については、議会内で取り扱いのルールを作り、執行機関に示すことを検討する。

整理 番号	議会基本条例		Step1	Step1	Step2	Step3・4	Step6	
	条	項	検証対象の選別 選別/対象外の理由	議会活動の現状・実績 (条例施行から検証評価の実施時点まで)	議会活動の目標とする状態 (検証評価の実施時点における目標)	評価結果 評価/評価の根拠・理由	今後の議会活動の目標 (今後目指す理想的な活動)	
23	8	2	(市長等と議会及び議員の関係) 議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めなければならない。	対象	予算審査・決算審査委員会においては、自由討議により採決までの審議を深め、「意見・提言」を執行機関に提出している。また、「意見・提言」の施策への反映状況を検証するサイクルがある。	■ 市長からの政策等の提案を審議する際には、「立案、執行、検証、改善」を一連の流れとするPDCAサイクル等の手法を参考として、施策の継続評価、改善等を行うという観点に立ち、論点や争点を明確化して審議を行う。	4 予算審査・決算審査において、自由討議を採り入れ、執行機関に「意見・提言」を提出するPDCAサイクルの手法を活用した審議を実践できている。ただし、政策等の執行後や、意見・提言の提出後の検証などの継続評価に関しては、取り組みが十分とは言えない。	■ 市長からの政策等の提案を審議する際には、「立案、執行、検証、改善」を一連の流れとするPDCAサイクル等の手法を参考として、施策の継続評価、改善等を行うという観点に立ち、論点や争点を明確化して審議を行う。 ■ 施策への反映状況の確認や評価については、より具体的な仕組みを検討する。
24	9	1	(予算案及び決算における政策説明資料の作成) 議会は、市長が予算案及び決算を議会に提出し、議会の審議に付すに当たっては、前条の規定に準じて、施策別又は事業別の分かりやすい政策説明資料の作成に努めるよう求める。	対象	【予算】 予算案の概要(当初)、主要事項説明書、事項別明細書、委員会審査資料 など 【決算】 決算概要、主要な施策の成果説明書(全事業)、委員会審査資料 など ※法定資料以外にも任意の資料提出を求めている。	■ 市長に対して、次の資料提出を求める。 【予算】 予算案の概要(当初)、主要事項説明書、事項別明細書、委員会審査資料 など 【決算】 決算概要、主要な施策の成果説明書(全事業)、委員会審査資料 など ※ 法定資料以外にも、任意の分かりやすい資料提出を求める。	5 提出を求めている基本的資料は、適切に作成され、提出されている。さらに資料が必要な場合には、任意の資料を新たに提出するよう、適宜求めることができている。	■ 市長に対して、次の資料提出を求める。 【予算】 予算案の概要(当初)、主要事項説明書、事項別明細書、委員会審査資料 など 【決算】 決算概要、主要な施策の成果説明書(全事業)、委員会審査資料 など ※ 法定資料以外にも、任意の分かりやすい資料提出を求める。
25	10	1	(地方自治法第96条第2項の議決事項) 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第2項の議会の議決事項については、代表機関である議会が、市政における重要な計画等の決定に参画する観点と同じく、代表機関である市長の政策執行上の必要性を比較考慮の上、次のとおり定める。ただし、法律に定めのない計画等については、各所管の常任委員会等で調査及び研究する。 (1) 総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及びこれに基づく基本計画に関すること。 (2) 前号に掲げるもののほか、市行政の各分野における、政策及び施策の基本的な方向を定める計画、指針その他これらに類するものに関すること。ただし、行政内部の管理にかかる計画、特定の地域を対象とする計画及び計画期間が5年未満の計画を除く。	対象	議決事項とする計画を別途定めている。 1号該当 1計画 2号該当 11計画 (令和元年10月末時点) 新たな計画の策定や、計画期間が終了して更新されない場合など、適宜、対象となる計画の追加、削除を行っている。 【今後の検討事項】 ・「法律に定めのない計画等」の内容や範囲を明確化する。 ・計画期間の定めのない場合の取り扱いを明確化する。	■ 議決対象とする計画を明確に定める。また、適宜、議決対象とする計画の追加、削除を行う。	4 議決対象とする計画を明確に定め、運用できている。新たな計画の策定に際しては、必要に応じて、議会改革検討会議において議決対象とするか検討を行っているが、「法律に定めのない計画等」の内容や範囲について、明確に規定していない。	■ 議決対象とする計画を明確に定める。また、適宜、議決対象とする計画の追加、削除を行う。 ■ 「法律に定めのない計画等」の内容や範囲を明確化する。 ■ 計画期間の定めのない場合の取り扱いを明確化する。
26	11	1	(予算等に対する議会の役割) 議員が予算を伴う条例案を提案するときは、市長と協議する。	対象外	条例案の提案に際しては、過度の財政負担を要請するものとならないよう留意する必要性を規定したものであり、議会の具体的な活動内容に基づいて検証評価する方法にはなじまない。		—	条文の趣旨を引き続き尊重していく
27	12	1	(各種審議会への参画) 議員は、各種審議会及び委員会には、法令の定めのあるものを除き参画しない。なお、当該各種審議会及び委員会において審議する行政課題については、議会においても独自に調査及び研究するものとする。	対象外	法令の定めにより審議会等に参画するものを除き、行政課題や必要な政策についての調査研究は、議会活動の中で実施するという議会の基本姿勢を規定したものであり、議会の具体的な活動内容に基づいて検証評価する方法にはなじまない。		—	条文の趣旨を引き続き尊重していく

整理 番号	議会基本条例			Step1	Step1	Step2	Step3・4	Step6
	条	項	条文	検証対象の選別 選別/対象外の理由	議会活動の現状・実績 (条例施行から検証評価の実施時点まで)	議会活動の目標とする状態 (検証評価の実施時点における目標)	評価結果 評価/評価の根拠・理由	今後の議会活動の目標 (今後目指す理想的な活動)
28	13	1	(地方議会の国への働きかけ) 議会は、地方分権をさらに推進し、真の地方自治を確立するため、積極的に国に働きかけなければならない。	対象外			—	条文の趣旨を引き続き尊重していく
29	13	2	(地方議会の国への働きかけ) 議会は、国に対し意見書等を提出することにより、市民の要望を国に直接伝えることに努めなければならない。	対象	請願等を通じた市民の要望や、議会として行政課題解決のために必要と考える国等の対応について、意見書を提出している。 また、由良川改修促進特別委員会では、出張委員会で得られた市民の声を、国への要望活動において直接届けている。	■ 請願等を通じた市民の要望や、議会として行政課題解決のために必要と考える国等の対応について、意見書を提出する。 また、議会報告会や出張委員会で得られた市民の声を、国へ届ける。	5 請願や市民との意見交換などに基づいて、市民の声を織り込んだ意見書や要望書を、適宜的確に国や府に提出できている。	■ 請願等を通じた市民の要望や、議会として行政課題解決のために必要と考える国等の対応について、意見書を提出する。 また、議会報告会や出張委員会で得られた市民の声を、国へ届ける。
30	13	3	(地方議会の国への働きかけ) 議会は全国市議会議長会等を通じ、各自治体が共有する諸課題の提言及び政策等を国に申し入れる。	対象	全国市議会議長会において所属する「全国市議会議長会基地協議会」や「全国自治体病院経営都市議会協議会」等を通じて、国に要望や政策提言等を継続的に行っている。 また、近畿市議会議長会、京都市議会議長会、京都府北部5市議会議長会においても、他の自治体議会と課題等を共有し、国に対して要望等を行っている。	■ 全国市議会議長会において所属する協議会等を通じて、国に要望や政策提言等を継続的に行う。また、近畿市議会議長会、京都市議会議長会、京都府北部5市議会議長会などにおいて、他の自治体議会と課題等を共有し、国に要望等を行う。	4 市議会議長会や協議会等の活動に参画して、他の自治体議会と課題等を共有し、国に対して要望や提言を行うなど、十分な活動ができている。 議会を代表しての取り組みが主たる活動であるため、議会全体としての取り組みにはなっていない。	■ 全国市議会議長会において所属する協議会等を通じて、国に要望や政策提言等を継続的に行う。また、近畿市議会議長会、京都市議会議長会、京都府北部5市議会議長会などにおいて、他の自治体議会と課題等を共有し、国に要望等を行う。
31	14	1	(自由討議による合意形成) 議会は、会議においては、議員相互間の自由討議により議論を尽くして合意形成に努めなければならない。	対象	「自由討議実施要領」を策定し、自由討議の活発な実施に努めている。(平成26年12月策定) 予算審査委員会及び決算審査委員会においては、「自由討議のあり方」を定め、予算及び決算審査から執行機関への「意見・提言」までの循環サイクルの中に、「自由討議」を組み込んで実施している。	■ 実施要領に基づき、自由討議の活発な実施に努める。また、予算審査委員会及び決算審査委員会においては、審査から意見・提言までの循環サイクルの中に「自由討議」を組み込んで実施する。	4 予算審査・決算審査においては、十分に自由討議を実施できている。各会派からの討議テーマの提案は積極的であり、活発な討議を経て、全議員で合意形成を図ることができている。 その他の常任委員会では、十分に実施できているとは言えない。	■ 実施要領に基づき、自由討議の活発な実施に努める。また、予算審査委員会及び決算審査委員会においては、審査から意見・提言までの循環サイクルの中に「自由討議」を組み込んで実施する。 ■ 自由討議の結果について、市政への反映状況の確認評価や、継続して調査研究する場合などの仕組みを検討する。
32	15	1	(政務活動費の交付、公開及び報告) 政務活動費の交付については、議員による政策研究、政策提言等が確実に実行されるよう、福知山市議会政務活動費の交付に関する条例(平成24年福知山市条例第30号)に基づくものとする。	対象外	政務活動費が、政務活動費の交付に関する条例に基づいて適正に交付、執行管理され、政務活動費交付の目的が達成されるよう、議員の責務を定めた規定であり、議会の具体的な活動内容に基づいて検証評価する方法にはなじまない。		—	条文の趣旨を引き続き尊重していく
33	15	2	(政務活動費の交付、公開及び報告) 政務活動費の交付を受けた議員は、公正性、透明性等の観点に加え、その支出根拠が議会の議決事項である予算に依拠することから、市民等から疑義が生じないよう、議長に対して証票類を添付した収支報告書を条例で定める期日までに提出するとともに、自ら説明責任を果たすよう努めなければならない。	対象	政務活動費の実績と経費の内訳を、実績報告書により報告しており、全ての支出(1円以上)について、領収書を提出している。 経費のうち、研修費に関しては、研修の内容や得られた成果等について視察研修報告書を作成しており、行政視察報告会の中でも報告を行っている。 平成29年度から、「政務活動費の交付に関する条例」の改正により、後払い方式を採用している。	■ 政務活動費の実績と経費の内訳(全ての領収書添付)を、実績報告書により報告する。また、経費のうち研修費に関しては、研修の内容や得られた成果等について視察研修報告書を作成し、行政視察報告会において報告する。 ■ 政務活動費の後払い方式を採用する。	5 後払い方式の採用や、全ての領収書を添付した収支報告の公開などにより、公正性、透明性は十分に確保できている。 視察研修費に関しては、市民も参加できる報告会を開催し、ネット中継・録画配信も行うなど、説明責任を十分に果たしている。	■ 政務活動費の実績と経費の内訳(全ての領収書添付)を、実績報告書により報告する。また、経費のうち研修費に関しては、研修の内容や得られた成果等について視察研修報告書を作成し、行政視察報告会において報告する。 ■ 政務活動費の後払い方式を継続する。 ■ 政務活動費を活用する視察や研修の予定を実施前に公表

整理 番号	議会基本条例		Step1	Step1	Step2	Step3・4	Step6
	条	項	検証対象の選別 選別/対象外の理由	議会活動の現状・実績 (条例施行から検証評価の実施時点まで)	議会活動の目標とする状態 (検証評価の実施時点における目標)	評価結果 評価/評価の根拠・理由	今後の議会活動の目標 (今後目指す理想的な活動)
34	15	3	(政務活動費の交付、公開及び報告) 前項の報告書は、所定の場所において市民が自由に閲覧できるようにしなければならない。	対象	市民課情報公開コーナーおよび市議会ホームページにおいて、政務活動の実績報告書、領収書、視察研修報告書を公開している。 議会だよりでは、交付確定額や支出内訳を掲載している。	5 収支報告にかかる全ての書類について、情報公開コーナー及び市議会ホームページで公開しており、市民が自由に閲覧できる状態を十分に確保できている。	■ 市民課情報公開コーナーおよび市議会ホームページにおいて、政務活動の実績報告書、領収書、視察研修報告書を公開する。議会だよりでは、交付確定額や支出内訳を掲載する。
35	15	4	(政務活動費の交付、公開及び報告) 政務活動費の条例の改正案は、市長が提案する場合及び法第74条第1項の規定による市民の直接請求があった場合を除き、改正理由の説明を付して議員が提案する。	対象	政務活動費は議員報酬等検討委員会の所管事項である。改正については議員報酬等検討委員会において検討し、改正案は改正理由の説明を付して議員が提案している。(H27年3月定例会、H29年3月定例会)	5 政務活動費は議員報酬等検討委員会の所管事項としており、条例改正に際しても委員会において十分に議論できている。改正案の提案も、議員が行った。	■ 政務活動費は、議員報酬等検討委員会が所管事項として検討し、条例の改正案は改正理由の説明を付して議員が提案する。
36	16	1	(議会改革) 議会は、議会改革に継続的に取り組まなければならない。	対象外		—	条文の趣旨を引き続き尊重していく
37	16	2	(議会改革) 前項の取組を進めるため、議会改革検討会議(次項において「検討会議」という。)を設置する。	対象外		—	条文の趣旨を引き続き尊重していく
38	16	3	(議会改革) 検討会議は、必要に応じて、学識経験者等を招致し意見を求めることができる。	対象	議会改革検討会議の主催により、議員研修会を開催した。(H27.3、H28.3) ただし、近年は実施できていない。学識経験者等の意見を聴く機会を設けるかどうかを、ある程度の定期性をもって検討する必要がある。	3 議会基本条例の制定後には、議会改革の進展を図る必要性から、議員研修会を開催した。 近年は学識経験者等の意見を聴く機会を設けていないが、その必要性の検討が十分にできていたとは言えない。	■ 検討会議は、必要に応じて学識経験者等の専門的意見を効果的に取り入れ、議会改革を推進する。 ■ 必要に応じて、福知山公立大学の専門的知見を活用する
39	17	1	(交流及び連携の推進) 議会は、他の自治体の議会との交流及び連携を促進するため、独自に、又は共同して、議会の在り方についての調査研究等を行う。	対象	京都府北部5市議会の中で議員研修会を連携して実施している。 【今後の課題事項】 交流や連携はあまり実現しておらず、今後は他の自治体議会との連携や共同研究などの取り組みを検討する必要がある。	4 京都府北部5市議会の中で、議員研修会の開催について連携ができている。 交流や連携を促進するための、議会のあるり方についての調査研究は十分とは言えない。	■ 京都府北部5市議会の中で議員研修会を連携して実施する。 ■ 他の自治体議会との連携や共同研究などの取り組みを検討する。
40	18	1	(委員会等の適切な運営) 議会は、社会経済情勢等により新たに生じる行政課題に適切かつ迅速に対応するため、委員会の特性をいかし、閉会中の調査研究等を積極的に進め機動力を高めなければならない。	対象	各委員会は閉会中の継続調査を可能としており、調査研究事項を継続的に推進し、突発的な行政課題にも対応できる体制を整えている。 出張委員会や管内視察、他市への行政視察などは、主として閉会中に実施している。	5 閉会中の活動を可能としており、突発的な行政課題にも十分に対応できている。 年度当初に閉会中の活動も含めた年度計画を立て、年間を通して活発な調査研究活動を実践できている。	■ 各委員会は閉会中の継続調査を可能とし、調査研究事項を継続的に推進し、突発的な行政課題にも対応できる体制を整える。

整理 番号	議会基本条例		Step1	Step1	Step2	Step3・4	Step6
	条	項	検証対象の選別 選別/対象外の理由	議会活動の現状・実績 (条例施行から検証評価の実施時点まで)	議会活動の目標とする状態 (検証評価の実施時点における目標)	評価結果 評価/評価の根拠・理由	今後の議会活動の目標 (今後目指す理想的な活動)
41	18	2	(委員会等の適切な運営) 委員長は委員会の秩序保持に努め、委員長報告を作成するとともに、当該報告への質疑に対する答弁については、責任をもって行わなければならない。	対象	委員長は、議案等の審査報告、年間の調査活動報告を作成し、質疑がある場合は責任をもって対応している。	5 各委員長は、委員会を主導して円滑に運営できており、審査報告や調査活動報告の作成など、その責務を十分に果たせている。	■ 委員長は、中立公平な立場において、議案等の審査報告、年間の調査活動報告を作成し、質疑がある場合は責任をもって対応する。
42	18	3	(委員会等の適切な運営) 委員会は、市民の積極的な傍聴を募るため、出張委員会等（福知山市役所本庁舎以外で開催する常任委員会等をいう。）を行うことができる。	対象	各委員会の調査研究テーマに即して、開催している。 平成27年度 4委員会 平成28年度 3委員会 平成29年度 4委員会 平成30年度 3委員会 (令和元年10月末時点)	5 各委員会とも積極的に実施できており、出張委員会の開催テーマに関して、市民や団体など当事者の意見を聴く有意義な機会を十分に創出できている。当事者以外にも傍聴者を増やす工夫は必要である。	■ 委員長は、中立公平な立場において、議案等の審査報告、年間の調査活動報告を作成し、質疑がある場合は責任をもって対応する。 ■ 委員会は、調査研究活動への市民参加を推進するため、出張委員会を開催する。 ■ 実施の基本回数 ・各委員会において年1回を基本とする。
43	18	4	(委員会等の適切な運営) 委員会の審査に当たっては、委員長が委員会に諮って、傍聴者に議案の審議に関する資料等を提供することができる。	対象	議案書、委員会審査資料、予算・決算の概要、主要事項説明書などを傍聴者用の閲覧資料として準備している。（現行では、「委員会に諮る」ことはしていない。）	5 議案書や関連資料など、執行機関から議会（委員会）に提出される資料のすべてを、傍聴者の閲覧用に提供している。	■ 議案書、委員会審査資料、予算・決算の概要、主要事項説明書などを傍聴者用の閲覧資料として準備する。
44	19	1	(議会図書室の活用) 議会は、議会図書室を充実させるとともに、これを議員のみならず、市民及び市職員の利用に供する。	対象外	議会図書室を、地方自治法第100条第20項及び議会図書室規程に基づいて広く利用に供することを定めた規定であり、議会の具体的な活動内容に基づいて検証評価する方法にはなじまない。	—	条文の趣旨を引き続き尊重していく
45	20	1	(議員会派室の活用) 市民の多様な議会への要望などに対応する1つの活動拠点として、議員会派室を設ける。	対象外	市民対応などを含む議員活動について、議員個人や会派単位で実施するためのスペースを設けることを定めた規定であり、議会の具体的な活動内容に基づいて検証評価する方法にはなじまない。	—	条文の趣旨を引き続き尊重していく
46	21	1	(議会事務局の体制整備) 議会は、議会及び議員の政策形成及び立案能力を高めるため、議会事務局の調査及び法務機能を積極的に強化できる職務執行体制を確保しなければならない。	対象外	事務局の職務執行上の体制に関する規定であり、議会の具体的な活動内容に基づいて検証評価する方法にはなじまない。	—	条文の趣旨を引き続き尊重していく
47	22	1	(研修の充実強化) 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、広く各分野の専門家等との研究会を積極的に開催し研修の充実強化を図らなければならない。	対象	・福知山公立大学と議会の連携事業として研修会を開催（予算・決算審査委員会、市民地域委員会） ・福知山市民病院での研修会を開催（教育厚生委員会） ・福知山公立大学の専門的知見の活用を可能とする「アドバイザー制度」を整備 ・京都府北部5市の中で開催される研修会への積極的な参加	4 専門家等の協力を得て、積極的に研修の機会を設けることができている。さらに多くの様々な調査研究テーマについて、各分野の専門的知見の活用を幅を広げるなど、より積極的な取り組みが必要である。	■ 議会は、市の抱える行政課題に対して、自ら解決策を考え、提案する能力を高めるため、専門的知見を得るためのあらゆる機会を積極的に活用する。 ■ 福知山公立大学との連携における「アドバイザー制度」をはじめとした取り組みの実践について、各委員会を中心に実施する。

整理 番号	議会基本条例		Step1	Step1	Step2	Step3・4	Step6
	条	項	検証対象の選別 選別/対象外の理由	議会活動の現状・実績 (条例施行から検証評価の実施時点まで)	議会活動の目標とする状態 (検証評価の実施時点における目標)	評価結果 評価/評価の根拠・理由	今後の議会活動の目標 (今後目指す理想的な活動)
48	23	1	(議会広報の充実) 議会広報の充実 議会は、市政に係る重要な情報を、議会独自の視点から、常に市民に対して周知するよう努めなければならない。	対象外 市民への情報発信において、議会としての独自性、積極性を重視するという、議会広報の基本姿勢を定めた規定であり、議会の具体的な活動内容に基づいて検証評価する方法にはなじまない。		—	条文の趣旨を引き続き尊重していく
49	23	2	(議会広報の充実) 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めなければならない。	対象 全議員協議会室にインターネット中継設備を設置し、平成25年10月から、一部の委員会、役職選出にかかる所信表明会、行政視察研修報告会などのライブ中継、録画配信を実施している。 タブレットの活用により、写真や資料などを使用して、本会議や市民説明において市民の関心を高める取り組みを実施している。 また、H30年度には議会ホームページのリニューアルによる複数言語対応、文字拡大機能の導入を行った。	■ より多くの市民の関心を喚起する議会広報とするため、既存の広報手段の充実化や改善を行うほか、情報技術の発展を踏まえて広報手段の多様化を推進する。	4 議会だよりの紙面充実やホームページのリニューアル、会議中継システムの更新など、既存の広報手段の充実化と改善には十分に組み合わせている。タブレットを活用して、議会と市政への市民の関心を高める工夫も実践できている。広報手段の多様化の取り組みに関しては、十分とは言えない。	■ より多くの市民の関心を喚起する議会広報とするため、既存の広報手段の充実化や改善を行うほか、情報技術の発展を踏まえて広報手段の多様化を推進する。 ■ SNSを用いた広報について導入する。
50	24	1	(議員定数及び議員報酬) 議員定数及び議員報酬は、福知山市議会議員定数条例(平成14年福知山市条例第32号)及び福知山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年福知山市条例第28号)で定めるところによる。	対象外 議員定数及び議員報酬は条例により厳正に定めることを規定するものであり、議会の具体的な活動内容に基づいて検証評価する方法にはなじまない。		—	条文の趣旨を引き続き尊重していく
51	24	2	(議員定数及び議員報酬) 議員の定数及び報酬の改正に当たっては、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮しなければならない。	対象外 議員定数及び議員報酬を定めるに際しての、基本姿勢を定めた規定であり、議会の具体的な活動内容に基づいて検証評価する方法にはなじまない。		—	条文の趣旨を引き続き尊重していく
52	24	3	(議員定数及び議員報酬) 議員定数及び議員報酬の条例の改正案は、市長が提案する場合及び法第74条第1項の規定による市民の直接請求があった場合を除き、改正理由の説明を付して議員が提案する。	対象 議員定数及び議員報酬は議員報酬等検討委員会の所管事項である。改正については議員報酬等検討委員会において検討し、改正案は改正理由の説明を付して議員が提案している。(定数：H29年5月臨時会、報酬：事例多数) ただし、議員報酬については議会自らが検討することは難しい、とする意見もあり、「市長が提案する場合」の運用を明確化することや、報酬審議会、第三者委員会等の意見を弾力的に活用することも、今後検討を要する。	■ 議員定数及び議員報酬は、議員報酬等検討委員会が所管事項として検討し、条例の改正案は改正理由の説明を付して議員が提案する。	5 議員定数及び議員報酬は議員報酬等検討委員会の所管事項としており、委員会において十分に議論できている。特に議員定数については、委員会が主催して市民との意見交換会を開催し、その上で、最終的な方向性を委員会においてまとめた。改正案の提案も、議員が行った。	■ 議員定数及び議員報酬は、議員報酬等検討委員会が所管事項として検討し、条例の改正案は改正理由の説明を付して議員が提案する。 ■ 議員報酬を議会自らが検討することの難しさを踏まえ、市長提案の運用や第三者委員会等の意見の活用などについて検討する。

整理 番号	議会基本条例			Step1	Step1	Step2	Step3・4	Step6
	条	項	条文	検証対象の選別 選別/対象外の理由	議会活動の現状・実績 (条例施行から検証評価の実施時点まで)	議会活動の目標とする状態 (検証評価の実施時点における目標)	評価結果 評価/評価の根拠・理由	今後の議会活動の目標 (今後目指す理想的な活動)
53	25	1	(議員の政治倫理) 議員は、市民全体の代表者としてその責務を常に自覚し、市民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。	対象外 市民の代表者として公平、公正に行動するための行動規範を定めた規定であり、議会の具体的な活動内容に基づいて検証評価する方法にはなじまない。 なお、「政治倫理条例」の制定について、今後検討を要する。			—	条文の趣旨を引き続き尊重していく
54	26	1	(最高規範性) この条例は、議会運営における最高規範であって、議会は、この条例に違反する議会の条例、規則、規程等を制定してはならない。	対象外 議会運営における議会基本条例の最高規範性を定めた規定であり、議会の具体的な活動内容に基づいて検証評価する方法にはなじまない。			—	条文の趣旨を引き続き尊重していく
55	27	1	(見直し手続) 議会は、議会運営がこの条例の目的、原則等に即して行われているかどうかを不断に検証し、必要があると認める場合は、この条例の改正を含め適切な措置を講じるものとする。	対象	令和元年度の議会改革の取り組みとして、議会基本条例に即した議会運営が行われているかどうかに関して、検証を実施中である。	■ 議会運営が条例に即して行われているかどうか、必要な場合には条例の改正も含めて検証を行う。	4 令和元年度から2年度にかけて、条例制定以降初めての検証を実施している。	■ 議会運営が条例に即して行われているかどうか、必要な場合には条例の改正も含めて検証を行う。 ■ 議会基本条例の検証は、任期中に一定の間隔を定めて、定期的実施する。
56	27	2	(見直し手続) 議会は、この条例を改正する場合には、全議員の賛同する改正案であっても、本会議において、当該改正案の提案者に改正の理由及び背景を詳しく説明させなければならない。	対象外 議会基本条例を改正する場合の、市民への説明責任の履行を定めた規定であり、議会の具体的な活動内容に基づいて検証評価する方法にはなじまない。			—	条文の趣旨を引き続き尊重していく
57	28	1	この条例の施行に関し、必要な事項は、別に定める。	対象外 議会基本条例の補足事項を定めた規定であり、議会の具体的な活動内容に基づいて検証評価する方法にはなじまない。			—	—